第二種金融商品取引業者向け
平成26年金融商品取引法改正の概要

平成27年2月5日

金融庁監督局証券課
課長補佐　大井修平

平成26年金商法改正の概要

- 平成26年5月23日成立、5月30日公布
- 公布から1年以内施行

1. いわゆる投資型クラウドファンディングと電子募集取扱業務について

2. 協会未加入者に対する今後の対応

3. その他

1. いわゆる投資型クラウドファンディングと電子募集取扱業務について

1. いわゆる投資型クラウドファンディングと電子募集取扱業務について

- クラウドファンディングとは、

  - 新規・成長企業等と資金提供者を
  - インターネット経由で結び付け、
  - 多数の資金提供者から
  - 少額ずつ資金を集める仕組み

  を指すものとされている。

- リターンの形態で次のように大別できる。
  - 寄付型
  - 購入型
  - 投資型

投資型クラウドファンディングの利用促進（第29条の4、第29条の4の2、第35条の3、第43条の5関係）

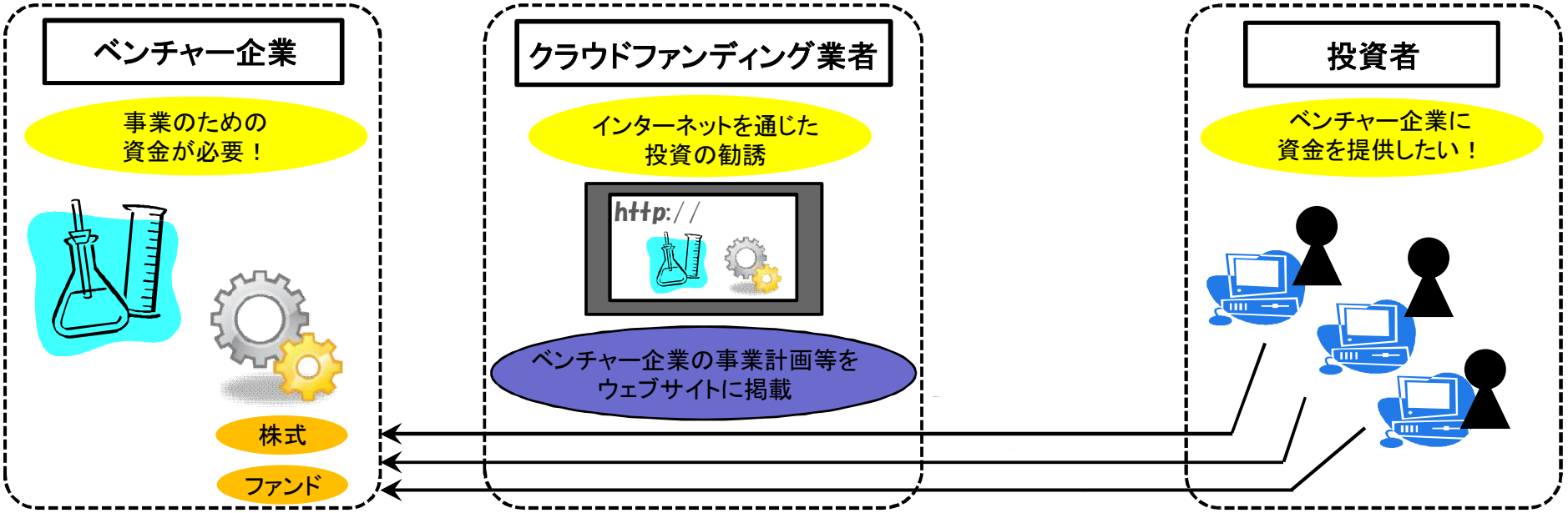

《現状》

・ 有価証券を勧誘するためには、「金融商品取引業者」としての登録が必要。
（「株式」の勧誘：第一種金融商品取引業者　～兼業規制あり、最低資本金5,000万円）
（「ファンド」の勧誘：第二種金融商品取引業者　～兼業規制なし、最低資本金1,000万円）

・ 非上場株式の勧誘は、日本証券業協会の自主規制で原則禁止。

《改正後》

参入要件の緩和等	• 少額(注1)のもののみを扱う業者について、兼業規制等を課さないこととするとともに、登録に必要な最低資本金基準(注2)を引下げ。（第29条の4の2、政令） • 非上場株式の勧誘を、少額(注1)のクラウドファンディングに限って解禁。（自主規制規則）
投資者保護のためのルールの整備	• 詐欺的な行為に悪用されることが無いよう、クラウドファンディング業者に対して、「ネットを通じた適切な情報提供」や「ベンチャー企業の事業内容のチェック」を義務付け。 （第29条の4　登録の拒否、第35条の3　業務管理体制の整備、第43条の5）

（注1）発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下

（注2）第一種金融商品取引業者：（現行）5,000万円 ⇒ 1,000万円。第二種金融商品取引業者：（現行）1,000万円 ⇒ 500万円。

1. いわゆる投資型クラウドファンディングと電子募集取扱業務について

- 法律では、「投資型クラウドファンディング」という用語は使われていない。

- 法律では以下の用語が使われている。

①電子募集取扱業務

②第一種/第二種少額電子募集取扱業務

1. いわゆる投資型クラウドファンディングと電子募集取扱業務について

■ 電子募集取扱業務とは（法29条の2第1項6号）

① （開示規制の対象外である）2項有価証券又は非上場株式等について、

② 電子情報処理組織を使用する方法・・・であって内閣府令で定めるものにより、

③ 募集・私募の取扱い（法2条8項9号に掲げる行為）を業として行う場合

⇒ インターネットを通じて、他者の発行する非上場株式やファンド持分、信託受益権等の勧誘を行うこと

1. いわゆる投資型クラウドファンディングと電子募集取扱業務について

■ 電子募集取扱業務に関する規制

○　ネットを通じた適切な情報提供義務（法43条の5）

金商業者がインターネットを通じて他社が発行するファンド持分等の勧誘を行う場合、募集の取扱いを行う期間中、契約締結前交付書面に記載する事項のうち、相手方の判断に重要な影響を与えるものを相手方がインターネットを通じて閲覧できる状態に置く義務

（注）表示すべき情報の内容・表示方法は府令事項

1. いわゆる投資型クラウドファンディングと電子募集取扱業務について

既存の二種業者の方に注意頂きたいこと

- 施行日以降、既存の業者が電子募集取扱業務（インターネットを通じた他社が発行するファンド持分等の勧誘）を行うには、<u>変更登録が必要</u>となる（法31条4項）。
- インターネットを通じた勧誘のみを行っている者に限らず、他の勧誘方法（電話、訪問、店頭での勧誘など）と並行してインターネットを通じて勧誘を行うことも電子募集取扱業務に該当する。
- 例えば、ファンドの募集要項をウェブサイト上に掲載することは、インターネットを通じたファンドの勧誘と判断される可能性が高い。

1. いわゆる投資型クラウドファンディングと電子募集取扱業務について

■ 第一種/第二種少額電子募集取扱業務とは

① 電子募集取扱業務のうち、

② 株券等（第一種少額）又は集団投資スキーム持分（第二種少額）の募集又は私募の取扱い

③ 有価証券の発行価額の総額及び投資家1人あたりの払込額が少額であるもの

（注） 有価証券の発行総額1億円未満、1人当たり投資額50万円以下とすることを予定（政令事項）

（注） 第二種少額電子募集取扱業者は、第二種少額電子募集取扱業務のみを行う旨を記載して登録を受けた者であり、電子情報処理組織を利用する以外の方法（例えば、電話、訪問勧誘等）で募集又は私募の取扱いを行うことはできない。

1. いわゆる投資型クラウドファンディングと電子募集取扱業務について

- ①-1　行為規制の追加：<u>電子募集取扱業務を行う全ての者（少額業者も含む。）</u>が対象

（再掲）　<u>○　ネットを通じた適切な情報提供義務</u>

　金商業者がインターネットを通じた他社が発行するファンド持分等の勧誘を行う場合、募集の取扱いを行う期間中、契約締結前交付書面に記載する事項のうち、相手方の判断に重要な影響を与えるものを<u>相手方がインターネットを通じて閲覧できる状態に置く義務</u>

（注）表示すべき情報の内容・表示方法は府令事項

1. いわゆる投資型クラウドファンディングと電子募集取扱業務について

- ①-2　業務管理体制の整備（法35条の3）：

○　企業の事業内容のチェックの義務付け（府令事項）

「金商業者は、…業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。」（35条の3）

⇒　府令において、デューデリジェンスのための体制整備を求める予定。

※業務管理体制整備は全ての金商業者を対象

⇒どのような業務を行う者にどのような義務を課すかは府令事項

1. いわゆる投資型クラウドファンディングと電子募集取扱業務について

○　第一種少額電子募集取扱業者に係る緩和

- 資本金要件を5000万円　→　1000万円に緩和予定（政令事項）
- 行為規制の適用除外

  兼業規制、自己資本規制比率、責任準備金

○　第二種少額電子募集取扱業者に係る緩和

- 資本金要件を1000万円　→　500万円に緩和予定（政令事項）

（今後の課題）

- 府令で求める体制整備義務・自主規制規則の内容

2. 協会未加入者に対する今後の対応

2.　協会未加入者に対する今後の対応

○　金商法改正により、二種業者（個人である場合を除く）は

①　二種業協会に加入するか、

②　二種業協会の定款その他の規則に準ずる内容の社内規則を作成し、当該社内規則を遵守する体制を整備することが義務付けられる。

⇒　協会に加入しない者であって、協会の定款その他の規則に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないものは登録拒否要件（法29条の4第1項4号ニ）に該当する。

2.　協会未加入者に対する今後の対応

- 留意事項
  - 「準ずる」社内規則とは　⇒完全に同一のものであることは要しないが、性質、内容等が概ね同様であることが要求される。
  - 協会規則と同等の社内規則を準備しているだけでは足らず、当該社内規則を遵守する体制の整備が必要　⇒役職員への事前の周知（社内研修等）及び社内規則の遵守状況について実効的にチェックできる体制が必要。
  - 仮に、協会に加入せず、規則の作成等も行わないと、登録拒否事由に該当し、行政処分の対象となりうる。
  - 協会規則に改正等があった場合、それに応じて社内規則の見直しを検討する必要がある。

3. その他

ファンド販売業者に対する規制の見直し

ファンド販売業者における問題事案の発生を踏まえ、市場の信頼性を確保する観点から、下記のとおり、ファンド販売業者について、行為規制の強化等を実施。

ファンド販売に関する規定の整備

○　ファンド販売業者は、「ファンド規約」において分別管理が確保されていないファンドへの投資の勧誘を行うことが禁止されている。

一方で、分別管理の「規約」自体は存在したものの、実際には分別管理をせず、資金を流用する事案が発生。

《改正後》

○　左記に加え、ファンド販売業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止事項に追加。

（第40条の3の2　金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止）

国内拠点設置等の義務付け

○　海外取引が絡む不正な事案が発生した場合、国内拠点がないと、被害の把握等に大きな支障。

《改正後》

○　ファンド販売業者について、証券会社と同様に、「国内拠点」及び「国内における代表者」の設置を義務付け。

（第29条の4　登録の拒否）

※投資運用業者についても、同様の取扱いとする。